

令和3年第2回（6月）大磯町議会定例会

議案第27号説明資料

令和3年6月1日

専決処分の承認を求めることについて  
(大磯町町税条例の一部を改正する条例)

---

資料

---

改正概要	1
改正内容	1～3
新旧対照表	4～5

税務課

## 大磯町町税条例の一部を改正する条例

### 1 改正概要

令和3年度税制改正において、用途変更宅地等に対して課税する固定資産税の経過措置の延長や軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直し・臨時的軽減の延長の措置が講じられ、令和3年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正し、法の施行日と同日付けの令和3年4月1日から施行するため、専決処分したものです。

### 2 改正内容

- (1) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課税する固定資産税の経過措置の延長に係る規定の変更（附則第9条関係）

【施行日：令和3年4月1日】

地方税法（昭和25年法律第226号）では、土地に対する固定資産税の課税に当たり、課税する年度の土地の用途や地目が前年度の状況と異なった場合、税額計算に必要な前年度の課税標準額を「平均負担水準方式」により算出するものとされています。

その一方で、市町村の条例で定めることにより、「平均負担水準方式」を採用せず、「みなし方式」により課税標準額を算出することができるという経過措置が平成11年度から継続されていることから、本町においては、周辺の土地の状況に合わせた負担調整を行うことができる「みなし方式」による算出を継続するため、「平均負担水準方式」を採用しない旨を大磯町町税条例の附則で定めています。

今回の法改正により、上記の経過措置が令和3年度から令和5年度までの3年間延長されたことに伴い、この延長に係る規定を附則に定める改正を行うものです。

#### ≪ 用語解説 ≫

##### ① 用途変更宅地等

課税する年度の土地の用途が、その前年度の用途と異なっている宅地等  
（例 課税する前年度：非住宅用地 → 課税する年度：住宅用地 など）

##### ② 類似用途変更宅地等

課税する年度の土地の地目が、その前年度の地目と異なっている宅地等  
（例 課税する前年度：雑種地 → 課税する年度：住宅用地 など）

③ 平均負担水準方式

用途や地目が変わった土地の前年度の課税標準額を、町全体の平均的な負担割合（平均負担水準）によって算出する方式

④ みなし方式

用途や地目が変わった土地の前年度の課税標準額を、その土地が従前から変更後の用途や地目であったものとみなして再計算する方式

(2) 軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長に係る規定の変更（第26条、附則第9条の2関係）

【施行日：令和3年4月1日】

地方税法では、軽自動車税の環境性能割の税率区分を排気ガスの基準や燃費性能に応じて設定しており、その区分を2年ごとに見直すこととされています。

令和2年度末がその見直しの時期に当たることから、今回の法改正により、令和12年度（2030年度）燃費基準に基づく税率区分へと変更が行われました。

また、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減については、当初、消費税率引上げへの対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率が1%分軽減される措置が講じられ、その後、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、その適用期限が令和3年3月31日まで延長されました。

この臨時的軽減の適用期限が、今回の法改正により、さらに9か月延長され、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする措置が講じられました。

これらの環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長に伴い、関連規定の改正を行うものです。

① 税率区分の見直しの概要

区分		税率	
現行	改正後	臨時的 軽減前	臨時的 軽減後
電気軽自動車等	電気軽自動車等		
①、②のいずれも満たす軽自動車 <b>①令和2年度燃費基準+10%達成</b>  ②排出ガス基準低減達成（※）	①、②、③のいずれも満たす軽自動車 <b>①令和12年度燃費基準75%達成</b> <b>②令和2年度燃費基準達成</b>  ③排出ガス基準低減達成（※）	非課税	非課税
①、②のいずれも満たす軽自動車 <b>①令和2年度燃費基準達成</b>  ②排出ガス基準低減達成（※）	①、②、③のいずれも満たす軽自動車 <b>①令和12年度燃費基準60%達成</b> <b>②令和2年度燃費基準達成</b>  ③排出ガス基準低減達成（※）	1.0%	非課税
上記以外	上記以外	2.0%	1.0%

※ 排出ガス基準低減達成：平成17年基準75%達成 又は 平成30年基準50%達成のいずれかを満たすこと。

② 臨時的軽減の概要

現行	改正後
適用期限 令和3年3月31日まで	適用期限 <b>令和3年12月31日まで（9か月延長）</b>

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 普通税                第1節・第2節 省略                第3節 軽自動車税                (環境性能割の税率)            第26条 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。            (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1            (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2            (3) 省略            第26条の2～第32条 省略                第4節～第7節 省略            第3章～第5章 省略              附 則            第1条～第8条 省略            (令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)            第9条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。            (軽自動車税の環境性能割の非課税)            第9条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第14条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。            第10条～第17条 省略</p>	<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 普通税                第1節・第2節 省略                第3節 軽自動車税                (環境性能割の税率)            第26条 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。            (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1            (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2            (3) 省略            第26条の2～第32条 省略                第4節～第7節 省略            第3章～第5章 省略              附 則            第1条～第8条 省略            (平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)            第9条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。            (軽自動車税の環境性能割の非課税)            第9条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第14条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。            第10条～第17条 省略</p>

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則  <u>(施行期日)</u>                      1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u>  <u>(固定資産税に関する経過措置)</u>                      2 <u>改正後の附則第9条の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u>  <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u>                      3 <u>改正後の第26条の規定は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p>	